

第 1 4 号議案

足立区の債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区の債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例
足立区の債権の管理等に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 2 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第 1 4 条第 2 号中「破産法（大正 1 1 年法律第 7 1 号）第 3 6 6 条ノ
1 2、会社更生法（昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号）第 2 4 1 条」を「破産
法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 2 5 3 条第 1 項、会社更生法（平成 1
4 年法律第 1 5 4 号）第 2 0 4 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新破産法の施行等に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例
案を提出いたします。